

国内旅行傷害保険



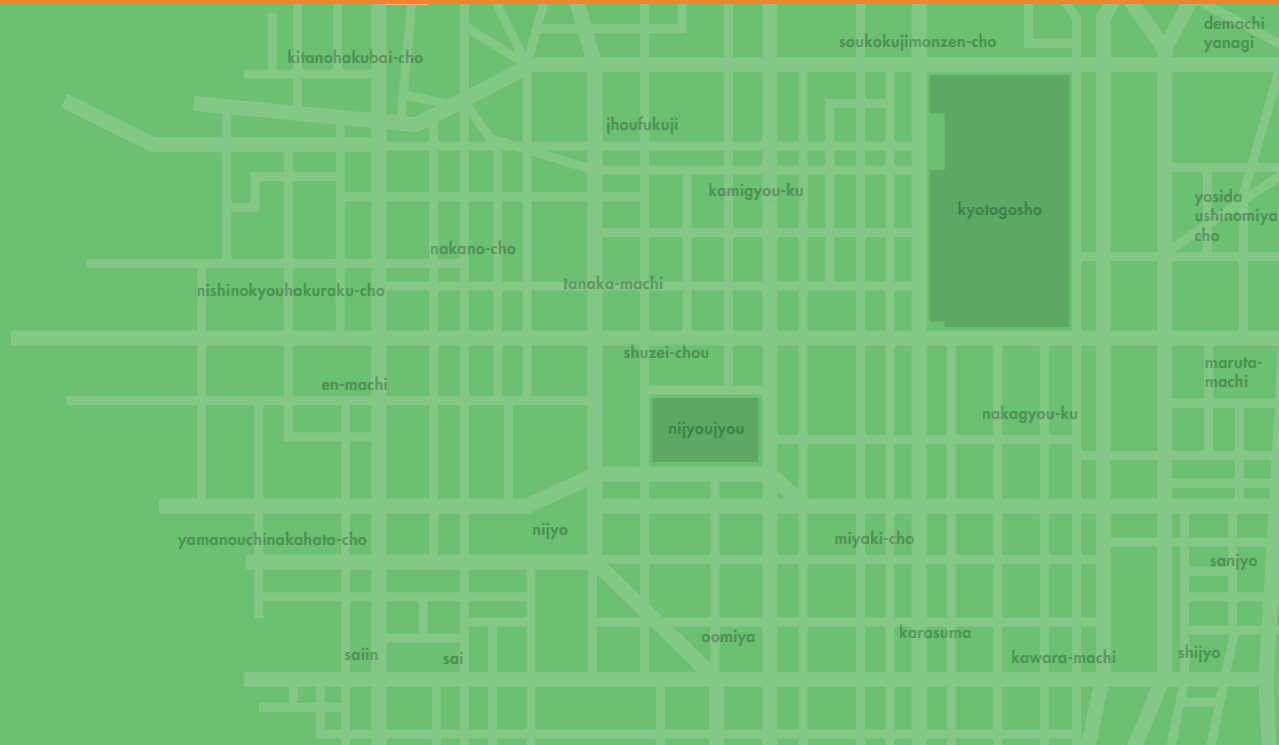
NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2013年10月改定



Domestic Travel



環境大臣認定
エコ・ファースト企業

ご契約タイプ一覧表

保険契約を2名以上の団体でお申し込みいただく場合

企業や学校がご契約者となる団体旅行など

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢にかかわらず、このご契約タイプ一覧表(①~③)の中から、被保険者の人数に応じてご契約タイプをお選びください。

※ただし、2名~9名の団体で被保険者にご契約者(法人契約の場合は代表者または契約締結権者)のご両親、お子様、配偶者、ご兄弟姉妹が含まれる場合は、「保険契約を1名またはご家族でお申し込みいただく場合」と同様のお取扱いとさせていただきます。



①または②のプランをおすすめします。
(③のプランをお選びいただくこともできます。)

保険契約を1名または

被保険者全員の年齢が15歳以上の場合



- 被保険者1名でのお申込みで、ご契約者ご自身が被保険者となられる場合
- ご契約者と異なる被保険者全員に、この保険の被保険者となられることについて、同意のご署名をいただける場合

①のプランをおすすめします。
(③のプランをお選びいただくこともできます。)

① 1名~19名用(A)プラン

(被保険者1名につき)

総合補償タイプ	旅行期間(ご契約期間)	1泊2日まで			3泊4日まで			6泊7日まで		
	ご契約タイプ(型)	TL	TM	TN	TP	TR	TS	TT	TU	TW
保 険 料		1,000円	1,000円	1,500円	1,200円	1,200円	2,000円	1,500円	1,500円	2,000円
死亡・後遺障害保険金額		715円	2,467円	3,911円	740円	2,478円	4,622円	858円	2,823円	3,351円
入院保険金日額		9,000円	6,000円	10,000円	10,000円	6,000円	10,000円	9,000円	6,000円	10,000円
通院保険金日額		5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円
賠償責任保険金額		3,000円	2,000円	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円
携行品損害保険金額 (自己負担額3,000円)		30万円	20万円	30万円	30万円	20万円	35万円	35万円	20万円	30万円
救護者費用等保険金額		200円	100円	200円	200円	100円	200円	200円	100円	200円

(被保険者1名)

傷害のみ補償タイプ	旅行期間(ご契約期間)	1泊2日まで			3泊4日まで			6泊7日まで			13泊14日まで	
	ご契約タイプ(型)	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SJ	SK	SL	SM
保 険 料		500円	700円	1,000円	600円	900円	1,200円	700円	1,000円	1,300円	1,000円	1,200円
死亡・後遺障害保険金額		715円	2,624円	3,911円	772円	2,890円	3,836円	692円	2,552円	3,242円	730円	1,950円
入院保険金日額		9,000円	6,000円	10,000円	8,000円	6,000円	10,000円	9,000円	6,000円	10,000円	9,000円	6,000円
通院保険金日額		5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円

② 20名~99名用プラン 団体割引5%適用

(被保険者1名)

総合補償タイプ	旅行期間(ご契約期間)	1泊2日まで				3泊4日まで				6泊7日まで			
	ご契約タイプ(型)	CS	GL	GM	GN	CT	GP	GR	GS	CU	GT	GU	GV
保 険 料		500円	1,000円	1,000円	1,500円	600円	1,200円	1,200円	2,000円	700円	1,500円	1,500円	2,000円
死亡・後遺障害保険金額		568円	1,079円	2,817円	4,451円	603円	1,064円	2,817円	5,160円	589円	1,208円	3,162円	3,911円
入院保険金日額		4,500円	9,000円	6,000円	10,000円	4,500円	10,000円	6,000円	10,000円	4,500円	9,000円	6,000円	10,000円
通院保険金日額		2,500円	5,000円	4,000円	5,000円	2,500円	5,000円	4,000円	5,000円	2,500円	5,000円	4,000円	5,000円
賠償責任保険金額		1,000円	3,000円	2,000円	3,000円	1,000円	3,000円	2,000円	3,000円	1,000円	3,000円	2,000円	3,000円
携行品損害保険金額 (自己負担額3,000円)		10万円	30万円	20万円	30万円	10万円	30万円	20万円	35万円	10万円	35万円	20万円	30万円
救護者費用等保険金額		100円	200円	100円	200円	100円	200円	100円	200円	100円	200円	100円	200円

(被保険者1名)

傷害のみ補償タイプ	旅行期間(ご契約期間)	1泊2日まで			3泊4日まで			6泊7日まで			13泊14日まで	
	ご契約タイプ(型)	KB	KC	KD	KE	KF	KG	KH	KJ	KK	KL	KM
保 険 料		500円	700円	1,000円	600円	900円	1,200円	700円	1,000円	1,300円	1,000円	1,200円
死亡・後遺障害保険金額		892円	2,872円	4,265円	941円	3,143円	4,165円	850円	2,777円	3,534円	901円	2,152円
入院保険金日額		9,000円	6,000円	10,000円	8,000円	6,000円	10,000円	9,000円	6,000円	10,000円	9,000円	6,000円
通院保険金日額		5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円	5,000円	5,000円	4,000円

国内旅行傷害保険では、このような場合に保険金をお支払いします。

航空機の墜落事故で亡くなられた。



[死亡保険金・救護者費用等保険金など]

ホテルの階段から転落しケガをした。



[入院保険金・通院保険金など]

みやげ物屋の商品を誤ってこわしてしまいました。



[賠償責任保険金]

賠償事故の示談交渉サービス

さらに安心

賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

旅行カバン・アタッシュケースなどを盗まれた。



自己負担額3,000円 [携行品損害保険金]

※[賠償責任保険金][携行品損害保険金][救護者費用等保険金]は、総合補償タイプをお選びいただいた場合のみお支払いの対象となります。

ご家族でお申し込みいただく場合

ご契約者と異なる被保険者に、この保険の被保険者となられることについて、同意のご署名をいただけない方が含まれる場合

被保険者に15歳未満の方が含まれる場合



③のプランからお選びください。

③ 1名～19名用(B)プラン (被保険者1名につき)

旅行期間(ご契約期間)	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
	ご契約タイプ(型)	CN	CP
保 険 料	500円	600円	700円
死亡・後遺障害保険金額	388万円	430万円	430万円
入院保険金日額	4,500円	4,500円	4,500円
通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円
賠償責任保険金額	1,000万円	1,000万円	1,000万円
携行品損害保険金額 (自己負担額3,000円)	10万円	10万円	10万円
救援者費用等保険金額	100万円	100万円	100万円

総合補償タイプ

ご旅行の形態や被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢などにあわせてご契約タイプをお選びください。



- 本パンフレット掲載のすべてのご契約タイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、後記「国内旅行傷害保険の内容—ケガの補償—④手術保険金」をご覧ください。
 - すべてのご契約タイプには、「国内旅行傷害保険特約」がセットされます。そのうち、総合補償タイプには、「賠償責任補償特約」「賠償事故の解決に関する特約」「携行品損害補償特約」「救援者費用等補償特約」がセットされます。
 - ご契約期間の日数は、実際の旅行期間(「旅行の目的をもってご自宅を出発される日から起算して、ご自宅に帰着されるまで」をいいます。)の日数にあわせてお申し込みください。(旅行期間の一部のみを補償することはできません。)
- ※たとえば、10月1日にご自宅を出発し、10月3日にご自宅に帰着される場合には、ご契約期間は3日となりますので、ご契約タイプ一覧の中から旅行期間が「3泊4日まで」のタイプをお選びください。なお、ご契約期間中であっても、ご自宅に帰着された時点で保険は終了します。

⚠️ ご契約タイプのご選択にあたって

- 保険契約を1名でお申し込みいただく場合*で、次の①、②のいずれかに該当するときは、死亡・後遺障害保険金額は、1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。なお、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。
- ①被保険者が15歳未満の場合
- ②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となれることについて被保険者の同意がない場合

*保険契約を2名～9名でお申し込みいただく場合(ご家族でお申し込みいただく場合を含みます。)で、被保険者にご契約者(法人契約の場合は代表者または契約締結権者)のご両親、お子様、配偶者、ご兄弟姉妹が含まれるときは、これらの方々について上記と同様のお取扱いとさせていただきます。

(ご契約にあたっての注意事項)

- ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合、このパンフレットをその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約時に保険料をお払いいただいた際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでお確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。なお、保険証券に代えて保険契約証を交付する場合があります。

(保険金の代理請求人制度について)

- 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

(代理店の役割について)

- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 取扱代理店 (ご連絡先は、保険契約証または保険証券に記載しています)
- 事故受付センター 0120-250-119（こを 119番） [受付時間:24時間×365日]
- 賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって日本興亜損保が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保とご相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金請求手続きについて
事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

シュケース
した。



000円
【保険金】

国内旅行傷害保険の内容

○日本国内において旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着されるまで(以下「国内旅行行程中」といいます。)のさまざまな偶然な事故により、被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされた場合に次の保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合	
ケガのみ補償タイプ	① 死亡保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	(1)故意または重大な過失によるケガ (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ (3)無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ (4)脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ (5)地震、噴火、津波によるケガ (6)戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ (7)むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (8)自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ (9)危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のケガ など
	② 後遺障害保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% ^{*1} をお支払いします。 *1 既に後遺障害のある方がケガをされ、同一部位の後遺障害の程度が重くなった場合には、重くなった後遺障害に該当する割合から既にあった後遺障害に該当する割合を差し引いたものを適用します。	
	③ 入院保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
	④ 手術保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術 ^{*2} を受けられた場合、次の算式により算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 【お支払いする手術保険金の額】 ①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) ②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) *2 お支払いの対象となる手術につきましては、安心ガイド(ご契約のしおり)をご覧ください。	
	⑤ 通院保険金	国内旅行行程中の偶然な事故によってケガをされ通院(往診を含みます。)、し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院 【ご注意】 通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。	
賠償責任	賠償責任	国内旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこぼしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用・弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。 【ご注意】 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。示談の前には必ずご相談ください。 【ご注意】 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。	●故意による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●職務遂行に直接起因する事故 ●同居のご親族および旅行行程を同じくするご親族に対する損害賠償責任 ●他人から預かたり借りたりしている物の損壊についての損害賠償責任(ただし、ホテル・旅館などの客室・客室内の動産・ルームキーに与えた損害は保険金をお支払いします。) ●自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車や、ゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故は保険金をお支払いします。)、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 など
	総合補償タイプ	国内旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこぼしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用・弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。 【ご注意】 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。示談の前には必ずご相談ください。 【ご注意】 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。	
携行品損害	携行品損害	国内旅行行程中に、偶然な事故によって携行されていた被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合、損害発生時の時価 ^{*3} (修理可能な場合は時価 ^{*3} と修理代金のいずれか低い額)に基づき算出した額を保険金としてお支払いします(1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)。ただし、ご契約期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。 *3 損害が生じた地および時におけるその携行品の価額をいいます。 【ご注意】 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円を超える場合は10万円とみなします。また、通貨・乗車券などについては、損害額の合計額が5万円を超える場合は合計で5万円とみなします。 【ご注意】 次の物は保険の対象となりません。 有価証券(通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。)、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のそのスポーツのための用具、義歯、コンタクトレンズ、動物、植物など 【ご注意】 身の回り品が盗難にあわれた場合は、警察署への届出が必要です。	●故意または重大な過失による損害 ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間の損害 ●地震、噴火、津波による損害 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●身の回り品の欠陥、自然の消耗、ねずみ食い、虫食い、すり傷、掻き傷、塗料のはがれなど ●遺忘または紛失 ●偶然・外来な事故を直接の原因としない電氣的事故または機械的的事故(これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害は保険金をお支払いします。) など
	救護者費用	国内旅行行程中に次のいずれかに該当した場合、実際に要した捜索・救助費用などをお支払いします。ただし、ご契約期間を通じて救護者費用等保険金額を限度とします。 ●被保険者が搭乗されている航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救護活動を要する状態となったことが警察などの公的機関によって確認された場合 ●被保険者が自宅外で偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合	

※上記のケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいい、次のものを含まず。
身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(継続的に注入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含まれません。なお、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれます。)
※これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
※①の死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、②から⑤までの保険金は被保険者にお支払いします。
※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
※ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山は、危険なスポーツをされる場合のケガについては、割増保険料をお払い込みいただくことにより、保険金をお支払いの対象とすることができますので、希望される場合はお申し出ください。(条件によってご契約いただけない場合もあります。)
※国内旅行傷害保険の保険責任は、保険証券または保険契約証に記載されたご契約期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。ただし、国内旅行行程中に限ります。

このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。また、ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。「ご契約内容ご希望に沿っていること」、「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。ご契約手続きその他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

万が一事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または事故受付センター 0120-250-119 (受付時間: 24時間×365日) までご連絡ください。事故が発生した場合のお手続きにつきましては、本パンフレット中面をご覧ください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで